

いよいよ制度スタート！ インボイス「実務」チェックシート

ここにまとめた実務のポイントを押さえながら、漏れののないよう、しっかりと対応していこう！



売り手(インボイスを発行する側)のチェック項目

要件を満たす適格請求書(インボイス)を発行する	□	必須項目をすべて記載する	<p>これまでの区分記載請求書と同様の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発行者の氏名または名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容(軽減税率の対象品目は、そうである旨も) ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜きまたは税込み) ⑤ 交付を受ける事業者の氏名または名称 	<p>▼インボイス</p>	
			<p>新規項目 ⑥ インボイス登録番号</p>		
			<p>新規項目 ⑦ 税率ごとに区分した適用税率</p>		
			<p>新規項目 ⑧ 税率ごとに区分した消費税額等</p>		
	□		上記項目を満たす請求書の様式変更		
	□	消費税額の端数処理を正しく行う	<p>ひとつのインボイスにつき、端数処理は8%・10%の税率別に1回を守っている(税率別に税抜き金額を合計し、まとめて税率をかける)</p>	<p>▼これまでの区分記載請求書</p>	<p>▼インボイス</p>
	□		<p>納品書を都度発行し、月末にまとめて請求書を出す場合は、納品書が端数処理のルールに則っていて、各納品書と請求書が明確に紐づけできていれば、請求書においては各納品書の消費税額を合算できる</p>		
	□		<p>消費税額の端数処理方法が、1円未満「切り上げ」「切り捨て」「四捨五入」のいずれであるか、社内で統一されている</p>		
	□	<p>インボイスに対応した請求書発行ツールを導入する</p>	<p>上記ルールに自動的に対応できる請求書発行ツールを導入する(推奨)</p>		

インボイスに関する追加義務や特例等を理解する

<input type="checkbox"/>	修正インボイスが必要な場合について理解している	<input type="checkbox"/>	発行したインボイスに間違いがあった場合、正しい内容を記載したインボイスを交付し直さなければならない
<input type="checkbox"/>	返還インボイスが必要な場合について理解している	<input type="checkbox"/>	修正は以下のいずれかの方法で対応 ① 誤りがあった事項を修正し、必要事項のすべてを記載した書類等を改めて交付する ② 当初交付したインボイスとの関連性を明らかにし、修正した事項を記した書類等を交付する
<input type="checkbox"/>	媒介者交付特例について理解している	<input type="checkbox"/>	過去の取引について値引きや返品、割戻しがあった場合、買い手に対して返還インボイスを交付する義務がある
<input type="checkbox"/>	代理交付について理解している	<input type="checkbox"/>	返還インボイスには下記の項目を記載 ① 発行者の氏名または名称 ② 登録番号 ③ 対価の返還等を行う年月日 ④ 対価の返還等のもととなる売上げを行った年月日 ⑤ 対価の返還等のもととなる売上げの内容 ⑥ 対価の返還等の税抜金額または税込金額を税率の異なるごとに区分して合計した金額 ⑦ 対価の返還等の金額に係る消費税額または適用税率
<input type="checkbox"/>	媒介者交付特例について理解している	<input type="checkbox"/>	自分(売り手)と買い手の間に媒介者を挟んで行う取引では、媒介者が媒介者の名称や登録番号を記載して、(売り手の代わりに)買い手に対してインボイスを交付して良い(売り手も媒介者も、取引までにインボイス登録していることが必要)
<input type="checkbox"/>	代理交付について理解している	<input type="checkbox"/>	やりとりの流れは上記の「媒介者交付」と同様だが、インボイスには売り手の名称や登録番号を記載するため、媒介者はインボイス登録していなくても良い
<input type="checkbox"/>	適格簡易請求書(簡易インボイス)について理解している(業種による)	<input type="checkbox"/>	以下のような不特定かつ多数の者と取引をする事業は、記載項目を簡易化した「簡易インボイス」を交付できる(インボイス登録は必要) ・小売業 ・飲食店業 ・写真業 ・旅行業 ・タクシー業 ・駐車場業(不特定多数を対象とするものに限る)
			簡易インボイスには、下記項目の記載が必要(インボイスより簡略化) ① 発行事業者の氏名または名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容(軽減税率の対象品目は、そうである旨も) ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み) ⑤ 登録番号 ⑥ 税率ごとに区分した適用税率 ⑦ 税率ごとに区分した消費税額等

▼簡易インボイス

① スーパー○○ 東京都	
② □□年11月30日	登録番号 T123456789...
領収書	
③	⑤
ヨーグルト*	1 ¥108
カップラーメン*	1 ¥216
ビール	1 ¥550
合計	¥874
⑥	④
8%対象	(内 消費税 ¥24) ¥324
10%対象	(内 消費税 ¥50) ¥550
③	⑦
* 軽減税率対象	お預り ¥1,000
	お釣 ¥126

※⑦は適用税率または消費税額等のどちらかを記載(両方記載することも可能)
 ※端数処理のルールは、インボイスに準ずる。

発行したインボイスを規定どおりに保管する	保管期間のルールを守る	<input type="checkbox"/>	法人の場合、原則として、交付したインボイスの控えを、その事業年度における確定申告書の提出期限の翌日から7年間保存する
		<input type="checkbox"/>	法人が、2018年4月以降に発生した欠損金（法人税を計算する際の所得計算において所得が赤字になる場合の金額）の繰越控除がある年度に発行したインボイスは、その控えを、上記と同様の日付を起算点として10年間保存する
		<input type="checkbox"/>	個人事業主（副業等を含む）の場合、原則として、交付したインボイスの控えを、その事業年度における確定申告書の提出期限の翌日から5年間保存する
		<input type="checkbox"/>	個人事業主であっても、もともと消費税課税事業者（前々年度の課税売上高が1,000万円以上）である場合は、交付したインボイスの控えを、上記と同様の日付を起算点として7年間保存する
	保管方法のルールを守る	<input type="checkbox"/>	パソコン等で作成し、電子取引によって買い手に送付したインボイスは、その控えを必ず電子保存する（電子帳簿保存法による義務）
		<input type="checkbox"/>	パソコン等で作成し、紙に出力して買い手に送付したインボイスは、その控えを紙で保存しても電子で保存しても、どちらでも良い
<input type="checkbox"/>		紙で作成したインボイスは、その控えを紙のまま保存しても、スキャナ保存しても、どちらでも良い（スキャナ保存には詳細な要件あり）	

© 2023 Sogyotecho Co., Ltd.



インボイス登録する？しない？

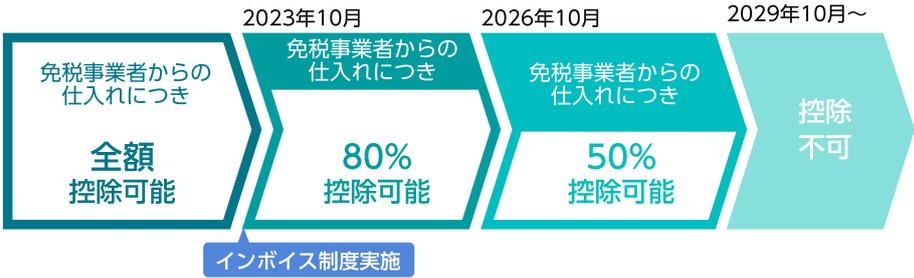
まだ迷っているなら『インボイス登録ガイド』

こちらから無料で請求できます！

https://sogyotecho.jp/invoice-guide_lp/



買い手(インボイスを受領する側)のチェック項目

<input type="checkbox"/>	受領した適格請求書(インボイス)が正しく記載されているか確認する	<input type="checkbox"/> 必須項目がすべて記載されている	<input type="checkbox"/> 従来の区分記載請求書と同様の項目(①~⑤)と、新たに義務化された項目(⑥~⑧)がすべて記載されているか(※売り手のチェックシートの図を参照) ① 発行者の氏名または名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容(軽減税率の対象品目は、そうである旨も) ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜きまたは税込み) ⑤ 交付を受ける事業者の氏名または名称 ⑥ インボイス登録番号 ⑦ 税率ごとに区分した適用税率 ⑧ 税率ごとに区分した消費税額等
		<input type="checkbox"/> 消費税額の端数処理が正しくなされている	<input type="checkbox"/> ひとつのインボイスにつき、端数処理は8%・10%の税率別に1回までとなっているか(税率別に税抜き金額を合計し、まとめて税率をかけてあるか) <input type="checkbox"/> 納品書を都度発行、月末にまとめて請求書が出されている場合は、端数処理のルールに則った各納品書と請求書が、明確に紐づけされているか(その場合は、各納品書の消費税額の合算が可能)
<input type="checkbox"/>	受領した請求書がインボイスではない場合の対応	<input type="checkbox"/> 売り手のインボイス登録の有無を確認する	<input type="checkbox"/> インボイス登録しながらインボイスの発行を忘れていたケースもあり得るため、請求書を発行した売り手がインボイス登録しているかどうか、念のため確認しておくが良い <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合は、先方に直接連絡して確認 <input type="checkbox"/> 法人の場合は、国税庁の「法人番号公表サイト」で法人番号を調べる(その法人番号のアタマにそ「T」をつけたインボイス登録番号を使って、同じく国税庁の「インボイス適格請求書発行事業者公表サイト」で検索すれば、登録の有無が確認できる)
		<input type="checkbox"/> インボイス登録の有無に応じた正しい対応や経理処理をする	<input type="checkbox"/> インボイス登録済みだった場合は、正しいインボイスの出し直しを依頼する <input type="checkbox"/> インボイス登録していなかった場合は、請求書の出し直しは不要。本来、その分の消費税は仕入税額控除の対象にはならないが、制度スタートから6年間は「経過措置」によって一定の割合の仕入税額控除が受けられるため、会計処理において注意する(消費税区分が増える) ・2023年9月まで:全額控除可能 ・2023年10月~2026年9月:80%控除可能 ・2026年10月~2029年9月:50%控除可能 ・2029年10月以降:控除なし ▼インボイス制度スタートから6年間の経過措置  <p>The diagram shows a timeline from October 2023 to October 2029. It starts with '100% Input Tax Credit Possible' (全額控除可能) for tax-exempt businesses from October 2023. This transitions to '80% Input Tax Credit Possible' (80%控除可能) from October 2023 to September 2026. It then transitions to '50% Input Tax Credit Possible' (50%控除可能) from October 2026 to September 2029. Finally, from October 2029 onwards, 'Input Tax Credit Not Possible' (控除不可) applies. A label 'Implementation of Invoice System' (インボイス制度実施) is placed at the start of the timeline.</p>
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> インボイス登録の有無に応じた正しい対応や経理処理をする	<input type="checkbox"/> 仕入税額控除されない消費税額分(80%控除なら残りの20%分)をカバーできるよう、対処しておくとなお良い(売り手との価格交渉など)。ただし、法律違反である「不当な値下げ要求」とならないよう、細心の配慮が必要

<input type="checkbox"/>	例外的な取引への対処方法を理解する	<input type="checkbox"/> 請求書や領収書が都度発行されない「月次定額決済取引」への対応を理解している	<input type="checkbox"/> オフィスの賃貸料や税理士に支払う顧問料など、契約に基づく月次定額報酬の口座振替による決済が「月次定額決済取引」に該当する
		<input type="checkbox"/> インボイスがなくても一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められるケースについて理解している	<input type="checkbox"/> 原則としては、その都度インボイスの受領が必要になる <input type="checkbox"/> なお、一定期間分をまとめたインボイスの発行を依頼し、受領しても良い <input type="checkbox"/> さらに、ひとつのインボイスに必要な事項がすべて記載されている必要はなく、複数の書類全体で満たしていれば良い 例) インボイスに必要な事項の一部は「契約書」に記載し、それ以外の事項は、別途書類(実際に取引した事実を客観的に示せる銀行窓口やATMでの振込明細や、該当する銀行通帳、インターネットバンキングの出金記録など)を提出するのでもOK
<input type="checkbox"/>	発行したインボイスを規定どおりに保管する	<input type="checkbox"/> 保管期間のルールを守る	<input type="checkbox"/> 経過措置(2029年9月30日まで)の間は、要件を満たしている事業者であれば、取引先がインボイス発行事業者であるかどうかに関わらず(免税事業者であっても)、税込1万円未満の仕入れや経費の取引はインボイスの保存がなくても仕入税額控除ができる(インボイス少額特例)
		<input type="checkbox"/> 保管方法のルールを守る	<input type="checkbox"/> 下記の場合も、インボイスが不要となる ① 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送(航空機は除く) ② 簡易インボイスの記載事項を満たした入場券等が使用時に回収される取引(①以外) ③ インボイス発行事業者でない古物業者から、棚卸資産として古物を取得する取引 ④ インボイス発行事業者でない質屋から、棚卸資産として質物を取得する取引 ⑤ インボイス発行事業者でない宅地建物取引業者から、棚卸資産として建物を取得する取引 ⑥ インボイス発行事業者でない者から、棚卸資産として、再生資源および再生部品を取得する取引 ⑦ 3万円未満の自動販売機および自動サービス機からの商品の購入等 ⑧ 郵便切手類のみによる郵便・貨物サービス(投函されたものに限る) ⑨ 従業員等に支給する、通常必要と認められる出張旅費(出張旅費、宿泊費、日当および通勤手当)等
<input type="checkbox"/>	発行したインボイスを規定どおりに保管する	<input type="checkbox"/> 保管期間のルールを守る	<input type="checkbox"/> 法人の場合、原則として、受領したインボイスの原本を、その事業年度における確定申告書の提出期限の翌日から7年間保存する
		<input type="checkbox"/> 保管方法のルールを守る	<input type="checkbox"/> 法人が、2018年4月以降に発生した欠損金(法人税を計算する際の所得計算において所得が赤字になる場合の金額)の繰越控除がある年度に受領したインボイスは、その原本を、上記と同様の日付を起算点として10年間保存する <input type="checkbox"/> 個人事業主(副業等を含む)の場合、原則として、受領したインボイスの原本を、その事業年度における確定申告書の提出期限の翌日から5年間保存する <input type="checkbox"/> 個人事業主であっても、もともと消費税課税事業者(前々年度の課税売上高が1,000万円以上)である場合は、受領したインボイスの原本を、上記と同様の日付を起算点として7年間保存する
<input type="checkbox"/>	発行したインボイスを規定どおりに保管する	<input type="checkbox"/> 保管期間のルールを守る	<input type="checkbox"/> 電子取引によって受領したインボイスは、必ず電子保存する(電子帳簿保存法による義務)
		<input type="checkbox"/> 保管方法のルールを守る	<input type="checkbox"/> 紙で受領したインボイスは、原本を紙のまま保存しても、スキャナ保存しても、どちらでも良い(スキャナ保存には詳細な要件あり)

<input type="checkbox"/>	年間消費税額の算出方法を選択する	<input type="checkbox"/> 「割戻し計算」と「積上げ計算」の違いを理解している	<input type="checkbox"/> 「割戻し計算」は、1年間の総売上げを税率の異なるものごとに区分し、それぞれの合計に対する消費税額を算出。「積上げ計算」は、インボイスごとに記載された消費税額を足していった年間消費税額を算出する（売上げに対する消費税額が少なく算出されるため、領収金額が少額で領収回数が多い業種では特に有利となるケースが多い）。なお、売上税額と仕入税額は、同じ計算方法で算出しなくてはならない
		<input type="checkbox"/> 「積上げ計算」を選択できる条件を理解している	<input type="checkbox"/> 自身もインボイス登録をした、インボイス発行事業者であること
<input type="checkbox"/>	より有利な確定申告の方法を選択する	<input type="checkbox"/> 課税期間開始日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していない場合は、「本則課税」方式か「2割特例」のいずれかを選択する	<input type="checkbox"/> 本則課税:実際に支払った「課税仕入れ等に係る消費税額」を計算し、仕入税額控除を算出して納税する $\text{《消費税の納付額} = \text{課税売上に係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額》}$
		<input type="checkbox"/> 課税期間開始日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合は、「簡易課税」方式か「2割特例」のいずれかを選択する	<input type="checkbox"/> 2割特例:一律、売上税額の2割を消費税額「課税仕入れ等に係る消費税額」とし、仕入税額控除を算出して納税する $\text{《消費税の納付税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} \times 2 \text{割》}$
			<input type="checkbox"/> 簡易課税:業種ごとのみなし仕入率によって「課税仕入れ等に係る消費税額」を計算し、仕入税額控除を算出して納税する $\text{《消費税の納付額} = \text{課税売上に係る消費税額 (A)} - A \times \text{みなし仕入率》}$
<input type="checkbox"/>	その他の環境整備	<input type="checkbox"/> インボイスに対応した会計ソフトを導入する	<input type="checkbox"/> インボイス制度の措置期間に応じた税区分への切り替えや、それに関わる会計処理が自動的に可能な会計システムを導入する（推奨）
		<input type="checkbox"/> 全取引先（売り手）のインボイス登録状況を把握・管理する	<input type="checkbox"/> 取引先のインボイス登録の状況をまとめて管理しておく、請求書関連で不明点があった時などにすぐ確認できて良い

